

足立区立伊興中学校 P T A 規約

第一章 名称および事務所

第1条 この会は、東京都足立区立伊興中学校 P T A と称し、事務所を学校内に置く。

名 称 東京都足立区立伊興中学校

所 在 地 東京都足立区伊興5丁目17番1号

設立年月日 昭和53年4月1日

第二章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して相互の親睦と向上につとめ、あわせて、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第三章 方 針

第3条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. 学校教育を理解し、教育の効果を高めるために協力する。
2. 特定の宗教や政党に偏ったり、営利を目的とする活動はしない。
3. 多くの会員の理解と協力が得られるような運営にする。

第四章 会員および会計

第4条 この会の会員は、伊興中に在学する生徒の保護者、および伊興中の教職員とする。

第4条の2 この会の運営に必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、および開示については、別に規程に定める。

第4条の3 前項の規程の改廃は、総会または全体委員会にて決定する。

第5条 この会の経費は、会費およびその他の収入でまかなう。

第6条 この会の会費は、一世帯につき年額 2,700 円とする。

第7条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第8条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員、会計監査および学級委員

第9条 この会に次の役員および会計監査を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長（うち 1 名は副校長）
3. 書記（うち 2 名は教職員）
4. 会計
5. 会計監査

（ただし、副会長、書記、会計、会計監査の員数については定めず、各年度の P T A 事業の内容等により、候補者推薦委員会の推薦および総会の承認により増減する事ができる。）

第10条 役員および会計監査の候補者は、候補者推薦委員会で会員の中から推薦され、総会で承認される。候補者推薦委員会の構成は、役員および運営委員とする。

第11条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務をまとめ、すべての会務を招集する。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故ある時はその職務の代理をつとめる。
3. 書記は、この会の議事を記録し、庶務を行う。
4. 会計は、この会の予算に基づき収支を記録し、年度末に決算報告書を作成し、総会に報告する。
5. 会計監査は、この会の収支が適正に行われようように注視するとともに、その結果を総会で報告する。

第12条 学級委員（8名）は各学級の保護者の互選によって選出し、各委員会に所属し活動する。（ただし、委員の希望があれば増員も可）

第13条 役員、会計監査、および学級委員の任期は、定期総会から次期定期総会までとする。

第14条 役員ならびに校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第六章 組 織

第15条 この会に次の機関を置く。

1. 総会・全体委員会・役員会・運営委員会・各学年委員会・各専門委員会
2. 全体委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設けることができる。

第16条 総会は、この会の最高機関であり、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年原則として5月に会長が招集する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、また会員の五分の一以上の要求があった時会長が二週間以内に招集する。

第17条 総会は、全会員によって構成され、会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）によって成立する。なお、会員以外の代理出席は認めない。但し、書面による議決の場合には、会員総数の三分の一以上の回答とする。

第18条 定期総会の任務は、次のとおりとする。

1. 前年度事業報告ならびに前年度決算報告
2. 役員および会計監査の承認
3. 本年度事業計画および予算の承認
4. 規約改廃の決定
5. その他

第19条 全体委員会は、役員および全学級委員で構成し、総会に次ぐ決議機関であり、本会の運営に必要と思われる諸議案を審議する。

第20条 役員会は、会長・副会長・書記・会計で構成し、本会の目的を達成するために、本会の運営について協議する。

第21条 運営委員会は、役員・会計監査・各委員会正副委員長、ならびに各委員会に所属する教職員代表によって構成し、次の内容を執行する。

1. 本会の会務の執行に関する事項
2. 各委員会の連絡・調整
3. 総会、全体委員会からの委託諮問された事項
4. 総会に提出する議事の調整および作成
5. 規約の検討
6. 細則の改廃
7. その他

第22条 各委員会の名称、任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会

各学年・学級の研修、親睦、進路対策等の諸活動を行う。

2. 成人教育委員会

会員相互の研修を図り、教養を深めるための諸計画の企画と運営にあたる。

3. 校外指導委員会

校外における生徒の健全な生活を守るために、生徒の校外指導、環境整備、安全促進等の活動を行う。

4. 広報委員会

この会の活動状況を会員に伝え、連携と啓蒙を図るための広報調査を行う。

第23条 各委員会の正副委員長の選出は、各委員会に所属する委員の中からの互選による。

第24条 本会の活動を円滑にするために、細則を定める。

第25条 本会に顧問を置く。顧問には歴代会長経験者を推戴し、必要に応じて相談を依頼する。

細 則

1. 総会までの諸活動

(大規模災害ならびに、行政による緊急事態宣言などにより、本活動が遂行できなくなった場合は、特例対応として、状況にあった活動と対応の調整を可能とする)

(1) 第一回学級会

① 第12条に基づき、学級委員全員が下記に従って各委員会に分属する。

- | | |
|------------|----|
| (ア) 学年委員 | 2名 |
| (イ) 成人教育委員 | 2名 |
| (ウ) 校外指導委員 | 2名 |

(エ) 広報委員 2名

② 学級委員の取りまとめは、各学級の学年委員（2名）が行う。

(2) 役員候補者推薦委員会

- ① 推薦委員会の庶務は役員が行い、第10条による構成者の中から、正副委員長（各1名）・書記（2名）を互選する。
- ② 役員候補者は、推薦委員会の推薦に基づき、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- ③ この会の審議内容は、みだりに外部へ漏らしてはならない。

(3) 全体委員会

- ① 全体委員会の招集は、現会長が行い委員長となる。
- ② 各専門委員会別に正副委員長各1名・書記2名・会計2名（各学年委員は正副委員長各1名）を互選し、各委員会の事業案、予算案を作成する。
- ③ 各委員会の正副委員長と、役員・会計監査は兼任できない。
- ④ 各委員会審議事項の報告をする。
- ⑤ 各専門委員会分属の際発生する不均衡に対しては、この会で調整する。

2. 全体委員会の任務

- (1) 各委員会活動の連絡調整と協力体制の審議
- (2) 運営委員会から委託された事項の審議
- (3) その他、本会の運営に必要なと思われる事項の審議

3. 会計事務と会計監査

- (1) 第6条に基づく会費の集金方法は、運営委員会において決定する。
- (2) 中途入会員に対しては、次の規定で清算する。
 - ① 4月～7月は全額
 - ② 8月～12月は1,500円
 - ③ 1月～3月は1,200円
- (3) 会計は、定期支払いについては領収書と引き換えに、その他の支払いについては請求書によらなければならない。
- (4) 会計監査は毎年2回（中間及び決算）行い、会長・副会長・会計が出席する。
- (5) 会計監査は運営委員会に出席することができる。

4. 慶弔規定

- (1) 保護者 死亡 10,000円
- (2) 在校生 死亡 10,000円、供花
入院（1ヶ月以上の欠席も含む） 5,000円

- (3) 教職会員 死亡 10,000 円、供花
 入院 (1 ヶ月以上) 5,000 円
 結婚 5,000 円
 出産 5,000 円
 転退職 (1 年につき) 1,000 円
- (4) 教職会員の両親・配偶者・子供・配偶者の両親
 死亡 10,000 円
- (5) 火災、震災等の災害に対し、その状況を把握するとともに、その対策については運営
 委員会で協議し決定する。
- (6) その他、状況に応じて会長が必要と認めた場合は、慶弔規定に準じた対応を行う。

附 則

平成 18 年度より記載 (平成 18 年 5 月 12 日改正)

1. 「教頭」を「副校長」に
2. 慶弔費値上げの件

平成 31 年度より記載

- ・ 4 ～ 10 月を「前期」とし、10 ～ 3 月を「後期」とする。

平成 21 年度より規約・細則改訂 (平成 21 年 2 月 25 日臨時総会にて承認)

平成 26 年度より規約・細則の一部改訂 (平成 26 年 5 月 2 日定期総会にて承認)

1. 第五章第 9 条

副会長、書記、会計、会計監査の員数については定めないこととし、各年度の事業内容により増減できることとする。

2. 細則 1. 総会までの諸活動

(3) 「第一回全体委員会」を「全体委員会」とする。

- ① 「第 19 条による構成者の中から、正副議長 (各 1 名) を互選する。」を
「全体委員会の招集は、現会長が行い委員長となる。」とする。

- ② 「役員候補者推薦委員会から役員候補者の紹介をする。」を撤廃し、PTA 総会
にて紹介する。

②の撤廃に伴い、③以降の番号が順次繰り上がる。

(4) 「定期総会に伴う準備委員会」を撤廃し、総会リハーサルとして簡素に行う。

3. 細則 4. 慶弔規定

- (4) 「教職会員の両親・配偶者・子供・配偶者の両親 (同居のみ)」を
「教職会員の両親・配偶者・子供・配偶者の両親」とする。

(6)「その他、状況に応じて会長が必要と認めた場合は、慶弔規定に準じた対応を行う。」を追加。

平成29年度より規約の一部改訂（平成29年5月12日定期総会にて承認）

1. 第4条の2、第4条の3を追加

令和2年度より規約・細則の一部改訂（令和2年6月）

1. 細則1の総会までの諸活動に緊急事態時特例対応を追加

P T A組織図

